

共通仕様書（営繕版）

- この仕様書は、東かがわ市が発注する営繕工事に適用する。
- 施工にあたっては、この仕様書に記載されたもののほか、設計書、図面、現場説明書（質問回答書を含む）及び「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」などの各種指針・仕様書等、並びに関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- 受注者は、当初請負金額が500万円以上の工事にあっては、工事着手前に工事目的物を完成するため必要な手順や工法等について施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また、当初請負金額が500万円未満の工事についても、工事監督員の指示があった場合には、施工計画書を作成し提出しなければならない。なお、施工計画書は現場稼働時に常備しなければならない。
- 施工計画書作成の必要がない場合でも、施工体系図（下請契約がある場合）、現場組織表、緊急時の体制図及び安全管理組織表等を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲示するとともに、工事監督員に提出しなければならない。また、施工体系図、建設業の許可標識については公衆が見やすい場所（道路沿い等）に掲示しなければならない。
- 受注者が下請契約を行う場合には、建設業法第19条に基づき必ず書面にて行うものとし、下請契約を締結したときは、建設業法施行規則に基づいた事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により工事監督員に提出しなければならない。

請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事にあっては主任（監理）技術者を当該工事現場に原則専任配置しなければならない。また、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満で専任配置の必要がない場合においても、主任（監理）技術者はコンクリート打設等の重要な作業時には必ず立ち会い、技術上の管理及び指導等にあたらなければならない。

- 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内及び追加購入があった場合には工事完成時にも工事監督員に提出するとともに、現場に建退共済制度適用事業主工事現場標識を提示しなければならない。
- 受注者は、設計図書及び関係図書において試験を行う事としている工事材料について、JISまたは設計図書等で指示する方法により、受注者の費用負担において品質管理試験等を行わなければならない。

なお、コンクリートの圧縮強度試験については、原則としてJIS Q 1011（分野別認証指針 レディーミクストコンクリート）に規定された外部試験機関で行うものとする。

- 受注者は、工事に使用する材料について、工事施工途中においても工事監督員より指示があった時は、その仕様及び規格等について変更しなければならない。
- 品質管理資料、工事写真及びその他工事に関連する必要な資料については、検査時に提出しなければならない。また、これらについては工事施工途中においても常に整理し、工事監督員より請求があった時は、直ちに提示しなければならない。

なお、コンクリート等の主要資材については、材料に関する材料試験表・配合報告書等及び施工に関する各種試験結果表等について、工事監督員より請求がなくとも、事前または各段階ごとに提示しなければならない。

- 受注者は、測定数に関わらず、出来形成果表及び出来形管理図等を作成して、適当な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完了時に提出しなければならない。
- 受注者は、「創意工夫」、「社会性等」に関して、工事における実施状況を、工事完了日の10日前までに提出することができる。
- セメント及びセメント系固化材を使用しての地盤改良及び改良土の再利用を行う場合には、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で土壤中に溶出するおそ

R07.10改正

れがあるため、配合設計、施工中、施工後等の各段階において工事監督員と協議のうえ「六価クロム溶出試験」「タンクリーチング試験」等を実施しなければならない。

13. 設計図書の内容を変更する必要が生じた時は、工事監督員の指示に基づき実施するものとし、工事監督員の指示があった場合には、変更に関する図面及び数量計算書等を作成し、すみやかに提出しなければならない。
14. 受注者は、出来形測量を行い、その結果をもとに数量算出要領及び設計図書に従い、出来形表及び出来形図等をすみやかに作成し、工事監督員より請求があった時は直ちに提出しなければならない。
15. 中間・竣工検査における中心杭等必要な基準点の設置については、工事監督員の指示を受け受注者の負担において行うものとする。
16. 工事施工場所において地元関係者より工事に関する要望があった場合には、すみやかに工事監督員に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
17. 受注者は、工事の施工にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求並びに工事妨害その他公共工事等の適正な施工を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。
また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに所轄の警察署に届け出ること。
18. 工事の施工にあたっては「建築工事安全施工技術指針」等に基づき工事中の事故防止に万全を期するとともに、第三者に損害又は危害等が及ばないよう十分に注意しなければならない。
19. 供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に加え、「道路工事の安全施設設置要領（案）」等についても参考に交通安全管理工作を実施するものとし、より一層の対策を講じなければならない。
20. 工事の施工にあたっては、「工事現場における工事中標示板の設置基準（案）」（平成18年6月）により、工事の目的、工事期間、施工主体及び施工業者等に関する事項を標示した工事中標示板を設置しなければならない。
21. 受注者は、交通切替又は交通の規制が必要な工事について、施工計画書のうち交通管理を計画する際には、配置する交通誘導警備員の属する警備業者等、専門的な知識を有する者と協議のうえ作成しなければならない。
受注者は、交通切替又は交通規制を行う場合は、下記の【交通誘導警備員の配置基準】に基づき所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。
なお、交通誘導警備員の資格等を証する資料の提出を求められた場合には、監督員等に事前に提出し確認を受けなければならない。
【交通誘導警備員の配置基準】(H18.12.1付、18技企第8002号・・・一部改正(H19.4.1))
(交通誘導警備員の資格等区分)
 - ①・・・交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
 - ②・・・警備指導教育責任者資格証取得者
 - ③・・・交通誘導に専門的な教育を受けた警備員（注2）
(業務の区分)
 - ・特定の種別の警備業務（注1）・・・原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数配置するものとする。ただし、

- ①の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①の者を1名以上、その他の警備員は、②又は③の者も認める。
- ・特定の種別以外の警備業務・・・原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を1名以上、その他の警備員は、③の者も認める。

(注1) : 特定の種別の警備業務とは、高速自動車国道法に規定する高速自動車国道、道路法に規定する自動車専用道路、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるもの(注3)において行うものをいう。

(注2) : 交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習終了者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

(注3) : 都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものとは、香川県公安委員会が告示した下記の路線において行うものをいう。

(令和3年1月22日告示、令和3年4月1日施行)

国 道 (5路線)・・・国道11号、国道32号、国道377号、国道436号、国道438号

主要地方道 (12路線)・・・県道志度山川線、県道丸亀三好線、県道高松長尾大内線、県道三木国分寺線、県道三木綾川線、県道善通寺府中線、県道丸亀詫間豊浜線、県道詫間琴平線、県道善通寺大野原線、県道善通寺多度津線、県道高松善通寺線、県道長尾丸亀線

一般県道 (6路線)・・・県道太田上町志度線、県道川東高松線、県道檀紙鶴市線、県道大屋富築港宇多津線、県道多度津丸亀線、県道高松志度線

さぬき浜街道 ・・・ 詳細図は、香川県公安委員会・香川県警察情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供する。

22. 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。ただし、これにより難い場合は工事監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。

上記において、「これにより難い場合」とは供給側に問題があり、手すり先行工法（二段手すり及び幅木の機能を有するもの）を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

23. 掘削工事にあたっては、ガス管・上下水道管・通信送電ケーブル等の地下埋設物等について工事着手前に十分な調査・確認を行い、工事監督員に報告するとともに、その所有者及び管理者と工事施工の各段階において保安上必要な措置を協議のうえ、その対策を決定した後、実施しなければならない。

24. ダンプトラック等による過積載等の防止について、次の事項を遵守しなければならない。

1) 施工計画書に積載超過防止対策（生コンクリート、碎石、土砂、アスファルト合材、コンクリート二次製品等）を記載し、監督員等の承認を受けること。

また、この積載超過防止対策に基づき、荷姿や納入伝票などにより現場で確認を行なうこと。

2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材の購入をしないこと。

3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。

5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生されたものを排除すること。

7) 1)～6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

R07.10 改正

25. 本工事において排出ガス対策型対象機械は、全て排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。また、排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書等にその旨を明記して工事監督員に報告しなければならない。
26. 受注者及び当該工事に関する運送事業者等は、不正軽油※を使用しないこと。また、地方税法第144条の11（徴税吏員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権）に基づき香川県が質問検査を行う場合は、受注者はこれを拒み、妨げ、又は忌避しないこと。
※不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を得ないで製造等された次のものをいう。
①軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
②異なる種類の「軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）」を混和して製造されたもの
③自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油、灯油等）
27. 安全教育（訓練）に関する講習会等については、工期が1ヶ月以上の場合には、月1回（半日）以上の頻度で、すべての作業員を対象に実施しなければならない。また、工事日報にも実施日を記載しなければならない。
28. 工事着手前に建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、処理・処分等の方法及び処理業者等への委託内容について「廃棄物処理計画」を作成し、工事監督員に確認を得なければならない。
また、解体を含む工事については、「解体工事に係る計画」により廃棄物の種類ごとの発生量予測、解体工事の施工方法、廃棄物の再資源化や適正処理の方法等について工事監督員に確認を得なければならない。
29. 廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と「建設廃棄物処理委託契約書」により書面で委託契約を締結しなければならない。また、契約締結後は速やかに建設廃棄物処理委託契約書の写しを工事監督員に提出しなければならない。
30. 産業廃棄物の処理委託の流れを確認するものとして、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を使用しなければならない。また、処分が完了した運搬車両ごとに返送されるマニフェストを基に「建設廃棄物処理実績集計表（以下実績集計表という）」を作成提出し、工事完成時に速やかに工事監督員に適正処理の確認を受けなければならない。工事完成時に最終処分が確認できない場合は、確認資料（E票等）が整い次第、「実績集計表」を修正し工事監督員に提出しなければならない。
また、竣工検査時等においてマニフェストの提示を求められた時は原本を提示しなければならない。ただし、廃棄物が少量の工事等において、工事監督員の承諾を得て「実績集計表」にマニフェストA, B2, D, E票の各票の写しを添付し提出する場合にあっては、マニフェストの原本提示を省略することができるものとする。
31. 請負金額500万円以上の工事については、工事の受注・変更時及び完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、工事監督員に確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターに「C O R I N S 登録」（受注・変更・完成等から10日以内）を行うとともに、「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出しなければならない。
32. 低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、次の各号に掲げる事項に応じなければならない。
(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング
1) 受注者は、施工体制台帳等を契約担当者に提出しなければならない。
2) 施工体制台帳等の提出に際して、その内容のヒアリングに応じなければならない。
(2) 施工計画書の内容のヒアリング
受注者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングに応じなければならない。

R07.10 改正

(3)工事施工中の段階確認

受注者は、工事監督員と協議を行い、段階確認予定表を作成し、施工中の各段階において、工事監督員立会いの下に段階確認を受けなければならない。

(4)中間検査の実施

受注者は、契約担当者が工事施工中において、中間検査の必要を認めた場合は、速やかに工事監督員の指示に従い検査を受けなければならない。

なお、検査は、東かがわ市工事請負契約約款、東かがわ市中間検査実施基準及び仕様書等の適用条項に準じて行うものとする。

(5)工事履行報告書の提出

受注者は、工事の進捗状況を記載した工事履行報告書を毎月初め（別途指示がある場合はそれに従う）に工事監督員に提出するものとする。

33. 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

1)受注者は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2)受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後に
おいても同様とする。

3)受注者は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置
を講じなければならない。

4)受注者は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により
行わなければならない。

5)受注者は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該
契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適
用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければ
ならない。

6)受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なし
に複写し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んではならない。

7)受注者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で
運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

8)受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提
供してはならない。

9)発注者は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、受注者に対して必要な資料の提出を求め、
又は必要な指示をすることができる。

10)受注者は、この契約による事務の処理のために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この
契約による事務処理の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなけ
ればならない。

- 11)受注者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
34. 設計図書に記載されていない事項等が生じた場合には、直ちに関係する事項が確認できる資料を作成し、工事監督員に報告のうえその指示を受けなければならない。
35. 竣工図の電子データを提出すること。ファイル形式は原則SXF又はJWW及びPDFとする。
36. 本設計書の諸条件表により「三者会議」の対象となる場合については「東かがわ市発注工事における三者会議実施要領」によるものとする。
37. 建設発生土については指定処分するものとし、処分条件を変更する場合は、受発注者協議のうえ決定するものとする。また、処分条件を変更する場合は、次の区域において処分してはならない。
- 1)災害の防止を図るために法律により規制された区域
 - 2)良好な自然環境の保全を図るために法律・条例により規制された区域
 - 3)災害を誘発する恐れのある区域
 - 4)その他捨土によって第三者と紛争の生ずる恐れのある区域
38. 建築物、工作物の解体および改修等工事については工事着手前に石綿含有建材使用の有無に関係なく事前調査を実施し、次の事項を遵守すること。
- 1)調査結果を発注者に書面をもって説明すること。
 - 2)調査結果記録を現場事務所へ常備し、下請業者等が確認できるようにすること。
 - 3)調査結果記録を公衆・作業者に見やすい場所に掲示すること。
 - 4)調査結果記録を工事完了後3年間保存すること。
 - 5)建築物の事前調査にあっては知識を有する者が実施すること。
(知識を有する者)
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
 - ・特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
 - ・その他上記以外の同等以上の能力を有する者ただし、工作物の事前調査については上記の調査者等に限らない。
- 6)下記の規模要件をどちらか一方を満たす工事の場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を県等に報告すること。
(規模要件)
 - ・建築物の解体：対象の床面積の合計 80m²以上
 - ・建築物の改造・補修、工作物の解体・改造、補修等：請負金額 100万円以上
39. 事前調査および特定粉じん排出等作業にあたっては「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」等のマニュアル、並びに関係諸法令及び条例等を遵守すること。
40. 仮設工等における削孔、研り・ケレン作業など軽微な作業であっても本仕様書 第38項、第39項を適用する。
41. 請負代金100万円以上の場合は、「再生資源利用促進実施書」により搬出先及び搬出量等の実績について、「再生資源利用実施書」により供給元及び利用量等の実績について、竣工図書として提出するとともに、それらの記録を1年間保管しなければならない。

R07.10改正

また、以下のいずれかに該当する場合は、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書又はその両方を事前提出し、その内容を工事監督員に説明とともに、工事現場の見やすい場所に見やすく掲げ、公衆の閲覧に供すること。

また、以下のいずれかの内容に変更が生じた場合は、速やかに変更した再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書又はその両方を工事監督員に提出、説明するとともに、工事現場の掲示物も掲げ直すこと。

なお、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書又はその両方及び、その実施状況の記録について、当該工事の完成後5年間保存すること。

1) 建設資材搬入工事

- ① 体積が500m³以上の土砂
- ② 重量が500t以上の碎石
- ③ 重量が200t以上の加熱アスファルト混合物

2) 指定副産物搬出工事

- ① 体積が500m³以上の建設発生土
- ② コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上の場合

42. 週休2日対象工事は原則、「発注者指定型」とする。ただし、特記仕様書に「受注者希望型」の記載がある場合は「受注者希望型」とする。

43. 受注者は、当初請負金額が300万円以上の工事にあっては、契約締結後、速やかに「東かがわ市情報共有システムの利用に関する要領」により情報共有システム利用の有無を工事監督員に通知すること。

44. 第36項、第42項、第43項に関する手続き、実施要領等については東かがわ市ホームページを参照すること。

[東かがわ市ホームページ → 事業者の方へ → 手続き・届出・規制等 → 建設工事に関する規程]